

令和4年4月1日採用 草加八潮消防組合 新規採用職員



☎草加八潮消防局総務課 ☎924-2112 ☎928-8338

多様化する災害や事故、複雑化する都市構造等に的確に対応し、管内約34万人の安全・安心を共に守る意欲のある人材を募集します。詳細は消防組合各施設で配布する募集要項及び試験申込書（消防組合ホームページから入手可）で確認してください。

■第1次試験

日時 9月19日(日)午前9時30分～
会場 受験票送付時に確認してください
内容 教養試験、論文（高校卒は作文）

■採用予定人数 若干名

☎7月20日(火)～8月6日(金)（必着）に申込書を草加八潮消防局総務課へ（持参可）。

■受験資格等



職種	試験区分	受験資格等
消防士	大学卒	平成8年4月2日以降生まれで、大学以上を卒業または令和4年3月卒業見込みの人
	短大卒	平成10年4月2日以降生まれで、短期大学を卒業または令和4年3月卒業見込みの人
	高校卒	平成12年4月2日以降生まれで、高等学校を卒業または令和4年3月卒業見込みの人

令和3年11月1日・令和4年4月1日採用 市立病院 新規採用職員



☎市立病院経営管理課 ☎946-2200 ☎946-2211

■第1次試験 日時 8月7日(土)午前8時45分～

会場 市立病院 3階 講堂

内容 論文、面接

■採用予定人数

【看護師】既卒：5人程度 新卒：5人程度

【理学療法士・言語聴覚士】若干名
☎7月30日(金)までに市立病院（同病院ホームページからも入手可）、市職員課、各サービスセンターで配布する試験申込書に記入し、同病院経営管理課へ郵送（消印有効）。



■受験資格等

職種	受験資格等	採用予定日
看護師	既卒：昭和46年4月2日以降生まれで、看護師免許を有する人 新卒：昭和61年4月2日以降生まれで、令和4年3月31日までに免許を取得見込みの人	既卒：11月1日 新卒：令和4年4月1日
理学療法士	平成4年4月2日以降生まれで、理学療法士の免許を有するまたは令和4年3月31日までに理学療法士の免許を取得見込みの人	令和4年4月1日
言語聴覚士	昭和60年4月2日以降生まれで、言語聴覚士の免許を有するまたは令和4年3月31日までに言語聴覚士の免許を取得見込みの人	

医療費が高額になる方へ 令和3年度限度額適用認定証の 申請受け付けを開始

☎保険年金課 ☎922-1593 ☎922-3178

医療費が高額になるとき、事前に「限度額適用認定証」（右表区分：オ、低所得Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、70歳以上75歳未満で右表区分：一般、現役並み所得者Ⅲの人は「保険証兼高齢受給者証」）を医療機関等に提示することで、窓口での支払いが外来・入院それぞれ自己負担限度額までとなります。

■申請期間

7月19日(月)～8月31日(火)
※土曜日、祝日を除く

■申請方法

8月1日(日)から有効な「限度額適用認定証」等の申請を受け付けます。所得区分の確認等は、保険年金課へ問い合わせてください。



なお、サービスセンターでは申請できません。

■持ち物

保険証、世帯主と限度額適用認定証が必要な人のマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

■注意点

- ・保険税を滞納している世帯は限度額適用認定証等の交付ができません。納付を済ませた上で申請してください。
- ・直近1か月以内に納付書等で納付した場合は、収納状況が確認できる領収書を持参してください。
- ・世帯の中に所得の申告をしていない人がいると、右表区分：アで判定されます。収入の有無に関わらず、所得の申告を済ませた上で申請してください。
- ・9月以降に申請した場合は、申請月の1日から有効な限度額適用認定証等を交付します。

■70歳未満の人の自己負担限度額

区分	自己負担限度額
ア 基準総所得金額※1 901万円超または未申告世帯	25万2600円+(医療費の総額-84万2000円)×1% (14万100円※3)
イ 基準総所得金額 600万円超～901万円以下	16万7400円+(医療費の総額-55万8000円)×1% (9万3000円※3)
ウ 基準総所得金額 210万円超～600万円以下	8万100円+(医療費の総額-26万7000円)×1% (4万4400円※3)
エ 基準総所得金額210万円以下	5万7600円 (4万4400円※3)
オ 市民税・県民税均等割非課税世帯※2	3万5400円 (2万4600円※3)

■70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額

区分	外来 <個人単位>	外来+入院 <世帯単位>
現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円以上	25万2600円+(医療費の総額-84万2000円)×1% (14万100円※3)	
Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	16万7400円+(医療費の総額-55万8000円)×1% (9万3000円※3)	
Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	8万100円+(医療費の総額-26万7000円)×1% (4万4400円※3)	
一般または未申告世帯	1万8000円※4	5万7600円 (4万4400円※3)
市民税・県民税均等割非課税世帯	低所得Ⅱ※5	8000円
	低所得Ⅰ	8000円

- ※1 総所得金額(給与所得や事業所得等の合計額)、土地の譲渡等による所得等から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額。
- ※2 市民税・県民税均等割非課税世帯の人が、過去1年間に91日以上入院した場合、入院時の食事代が減額になります。91日以上入院していることが分かる領収書を持参し、保険年金課に申請してください。
- ※3 過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合の4回目以降の限度額です。ただし、70歳以上75歳未満場合、回数の計算は外来のみで該当のあった月を除きます。
- ※4 1年間(8月～翌年7月)で支払う外来の限度額の合計額に、年間14万4000円の上限が設けられています。
- ※5 低所得Ⅱの区分の人が過去1年間に91日以上入院した場合、入院時の食事代が減額になります。入院したことが分かる領収書を保険年金課に持参し、申請してください。